

## 土は輸入が禁止されています

輸入した貨物に土が付着していないかを確認してください！

植物防疫法により、土を輸入することはできません。

\*試験研究等特別の用に供するものとして事前に許可を受けた場合に限り、輸入できます。

- 日本へ輸入する際に特に土の付着に注意が必要なもの



中古農機具



建築資材



レンガ・石材

### 海外から貨物を輸入する際の注意点

- 輸出前に土を除去するよう輸出元に依頼してください。  
特に、中古の車両や農機具には、土が付着しているおそれがありますので、事前に土が除去されていることを確認してください。
- 貨物を輸入した際は、貨物に土が付着していないかを確認してください。
- 輸入した貨物に土が付着していた際は、速やかに最寄りの植物防疫所に届け出てください。
- 許可なく土を輸入した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が処せられる場合があります。
- 貨物に付着したものが土かどうかを確認したいなど、ご不明な点がございましたら最寄りの植物防疫所にご相談ください。

### 植物防疫所の主なお問合せ先

- |            |              |             |              |
|------------|--------------|-------------|--------------|
| ● 横浜植物防疫所  | 045-211-7152 | ● 門司植物防疫所   | 093-321-2601 |
| ● 名古屋植物防疫所 | 052-651-0112 | ● 那覇植物防疫事務所 | 098-868-2850 |
| ● 神戸植物防疫所  | 078-331-2386 |             |              |